特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
14	市営住宅の管理に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

神戸市は、市営住宅の管理に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

市営住宅総合管理事務においては、事務の一部を指定管理者に委託しており、個人情報の適正な 管理を維持するために、「神戸市情報セキュリティポリシー」に基づき、指定管理者に対して定期的 に監査を実施している。

評価実施機関名

神戸市長

公表日

令和2年12月10日

[平成31年1月 様式2]

I 関連情報

1 関連情報						
1. 特定個人情報ファイルを	を取り扱う事務					
①事務の名称	市営住宅の管理に関する事務					
②事務の概要	・公営住宅法、住宅地区改良法及び神戸市営住宅条例等に基づき、住宅困窮者に対し低廉な家賃で賃借住宅を供給する。 ・神戸市厚生年金住宅条例に基づき、厚生年金保険積立金の還元融資を受けて住宅を建設し、これを事業主に使用させることにより被保険者である当該従業員に対し賃借住宅を供給する。 ・事務の実施にあたり、特定個人情報保護ファイルは以下の場合に使用する。 ①家賃の決定に関する事務 ②家賃、敷金又は金銭の減免に関する事務 ③家賃、敷金又は金銭の徴収猶予に関する事務 ④入居申込みに係る審査に関する事務 ⑤同居又は入居者名義人変更の承認に関する事務 ⑤高額所得者に対する住宅明渡しの請求に関する事務 ⑦住宅明渡し期限の延長申出に係る審査に関する事務 ③収入超過者に対する住宅のあっせん等に関する事務 ⑨不正入居者等に対する住宅の明渡し請求に関する事務 ⑩条例に規定する市営住宅及び共同施設の管理に関する事務					
③システムの名称	1. 市営住宅総合管理システム2. 中間サーバーシステム3. 共通基盤システム(庁内連携システム)4. 統合宛名システム					
2. 特定個人情報ファイル:	名					
市営住宅管理ファイル						
3. 個人番号の利用						
法令上の根拠	 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」) 第9条第1項 別表第一の第19項及び第35項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第18条及び第26条 ・番号法第9条第2項,神戸市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 第4条第1項 					
4. 情報提供ネットワークシ	ステムによる情報連携					
①実施の有無	<選択肢> 1)実施する [実施する] 2)実施しない 3)未定					
②法令上の根拠	(情報照会の根拠) ・番号法第19条第7号 別表第二の第31項及び第54項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令 第22条及び第28条 ・番号法第19条第14号,神戸市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する 法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 第4条第2項及び別表2					
5. 評価実施機関における	担当部署					
①部署	神戸市 建築住宅局 住宅管理課					
②所属長の役職名	住宅管理課長					
6. 他の評価実施機関						
-						
7. 特定個人情報の開示・						
請求先	郵便番号650-8570 神戸市中央区加納町6丁目5番1号(市役所本庁舎18階) 神戸市 市長室 広報戦略部 市民情報サービス課 電話番号:078-322-5175					
8. 特定個人情報ファイルの	の取扱いに関する問合せ					
連絡先	郵便番号650-0083 神戸市中央区浜辺通2丁目1番30号(三宮国際ビル3階) 神戸市 建築住宅局 住宅管理課 電話番号:078-595-6542					

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1万人以上10万人未満]			<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
いつ時点の計数か			12年4月1日 時点				
2. 取扱者	2. 取扱者数						
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満	
	いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点					
3. 重大事故							
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし	

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報	保護評価書の種	類				
	項目評価書]	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	<選択肢> 1) 基礎項目評価 2) 基礎項目評価 3) 基礎項目評価	西書及び重! 西書及び全!	須目評価書
2)又は3)を選択した評価実施 されている。	也機関については、	、それそれ里点	以日評価書	火は至垻日評価書にあい	て、リスク対	束の詳細か記戦
2. 特定個人情報の入手(竹	青報提供ネットワ	ークシステム	を通じた入			
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分	である]	<選択肢> 1)特に力を入∤ 2)十分である 3)課題が残され	_	
3. 特定個人情報の使用						
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[十分	である]	<選択肢> 1)特に力を入れ 2)十分である 3)課題が残され		
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分	である]	<選択肢> 1) 特に力を入す 2) 十分である 3) 課題が残され		
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱いの委託				[]3	を託しない
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[+分	である]	<選択肢> 1)特に力を入∤ 2)十分である 3)課題が残され		
5. 特定個人情報の提供・移転	(委託や情報提供	キネットワークシ	ステムを通り			是供・移転しない
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[+分	である]	<選択肢> 1)特に力を入∤ 2)十分である 3)課題が残され		
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの接続		[]接続しない(入手)	[]指	接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[+分	である]	<選択肢> 1)特に力を入∤ 2)十分である 3)課題が残され		
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[+分	である]	<選択肢> 1)特に力を入∤ 2)十分である 3)課題が残され	ıている ıている	
7. 特定個人情報の保管・ジ	肖去					
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[十分	である]	<選択肢> 1)特に力を入∤ 2)十分である 3)課題が残され		
8. 監査						
実施の有無	[〇] 自己点标	<u>———</u>	[〇] 内部	3監査 [0]	外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓	発					
従業者に対する教育・啓発	[十分に行	テっている]	<選択肢> 1)特に力を入れ 2)十分に行って 3)十分に行って	いる	る る

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担 当部署 ①部署	住宅都市局住宅部住宅管理課	神戸市 建築住宅局 住宅管理課	事後	組織改正に伴う記載事項の変更
令和1年6月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担 当部署 ②所属長の役職名	住宅管理課長 山崎 伸之	住宅管理課長	事後	基礎項目評価書の様式変更に伴う記載事項の変更
令和1年6月1日	Ⅳリスク対策	_	Ⅳリスク対策を追加	事後	基礎項目評価書の様式変更に伴う記載事項の追加
令和2年12月1日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂 正・利用停止請求 連絡先	郵便番号650-8570 神戸市中央区加納町6丁目5番1号(市役所本 庁2号館2階) 神戸市 市民参画推進局 市民情報サービス課 電話番号:078-322-5175	郵便番号650-85/0 神戸市中央区加納町6丁目5番1号(市役所本 庁18階) 神戸市 市長室 広報戦略部 市民情報サービ ス課 電話番号:078-322-5175	事後	組織改正等に伴う記載事項の変更
令和2年12月1日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	郵便番号650-8570 神戸市中央区加納町6丁目5番1号(市役所本 庁2号館2階) 神戸市 建築住宅局 住宅管理課 電話番号:078-322-5590	郵便番号650-0083 神戸市中央区浜辺通2丁目1番30号(三宮国際ビル3階) 神戸市 建築住宅局 住宅管理課 電話番号:078-595-6542	事後	移転に伴う記載事項の変更